

獣医大学向けフィールドワーク活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、獣医大学向けフィールドワーク活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、獣医大学に所属する大学生等が、県内において獣医分野のフィールドワークを実施する際の経費を支援することにより、本県への来県機会及び地域住民との関わりの創出を促進し、将来の鳥取県公務員獣医師の確保に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) フィールドワークとは、県内に一定期間滞在し、獣医学分野に関する調査、研究及び資料収集等を行うものをいう。
- (2) 獣医大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学のうち、獣医学の正規の課程を設置している大学のことをいう。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、原則として、事業開始の20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日。
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告にあたり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
<p>獣医大学の大学生等が県内において農場におけるサンプリング等のフィールドワークを実施する事業。ただし、フィールドワークは以下をすべて満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年生以下の大学生を1人以上含むこと ・事業実施主体に教員等事業の責任者が配置されていること。 ・県内で1日（概ね8時間）以上、獣医学に関連した内容で活動するものであること（県内での移動時間等も含む）。 <p>※次の事業は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教的または政治的意図を有する事業 ・社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業 ・国又は県から補助金（本補助金を除く。）の交付を受けている事業 	<p>県内で獣医分野の調査・研究を実施する獣医大学の学生等</p> <p>以下の団体等は対象外</p> <p>ア. 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等</p> <p>イ. 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体等</p> <p>ウ. 実体のない団体等</p>	<p>補助事業を実施するために必要な以下に掲げる経費</p> <p>宿泊費（県内の宿泊施設のみ）、旅費（県外からの往復交通費及び県内の移動に係る交通費）、消耗品費（採材に使用するもの等）、役務費（保険料、通信運搬費）、謝金（研究協力先への謝礼）、賃借料、委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、その他補助事業を実施するために必要と知事が認める経費</p> <p>以下の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の運営に係る恒常的な経費 ・資産形成（備品購入費等）に係る経費 ・団体構成員に対する個人給付的な経費、構成員相互の謝礼的経費 ・人件費 ・食糧費 ・研究費に相当する経費（外注検査費、試料分析費、廃棄物処理費） ・その他交付対象として不相当と認められる経費 	<p>3 / 4</p>	<p>300千円</p> <p>1団体あたりの交付回数 の上限：各年度ごとに2回</p>

様式第1号（第5条、第8条関係）

年度獣医大学向けフィールドワーク活動実施計画（実績報告）書

区 分		内 容			
フィールドワークのテーマ					
事業実施期間		年 月 日 ～ 年 月 日（泊 日）			
実施場所		※関係する農場・施設等について住所と共に記載してください。			
参加者		※申請時は予定を記載してください。			
		参加者氏名	年齢	学年	備考
スケジュール		※日程ごとのスケジュールを記載してください。			
参加費		有 ・ 無 (料金設定)			
実施体制		<input type="checkbox"/> 交付要綱別表第1欄及び第2欄に定める基準に抵触していません。			
事業成果 (実績時に 記載)	参加 者の 声	(参加者の声)			

		(関係者の声)
	成 果 及 び 課 題	※事業を振り返り、今後の活動に反映すべきこと等を具体的に記載してください。
他の補助金の活用の 有無		[有 ・ 無] (名称：) ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
消費税の取り扱い		<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

(注1) 申請時には、事業内容に関するもの（スケジュールなど）を添付すること。

(注2) 参加者の声を聴き、実績報告時に記載すること。

(注3) 実績報告には、領収書等の経費を支払ったことが分かる書類の写し、実施状況を示す写真等を添付すること。

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

様式第2号（第5条、第8条関係）

獣医大学向けフィールドワーク活動支援補助金収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考（積算）
本補助金				
合 計				

2 支出

（単位：円）

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考（積算）
補助 対象 経 費				
	小 計			
補 助 対 象 外 経 費				
	小 計			
合 計				

（注）宿泊費は、補助対象経費の上限額を一人あたり8,200円／泊とする。

様

職 氏 名

年度獣医大学向けフィールドワーク活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった獣医大学向けフィールドワーク活動支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、獣医大学向けフィールドワーク活動支援補助金交付要綱（令和6年 月 日付第202300311196号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住 所
報告者 名称
代表者職氏名

年度獣医大学向けフィールドワーク活動支援補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった獣医大学向けフィールドワーク活動支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、獣医大学向けフィールドワーク活動支援補助金交付要綱（令和6年 月 日付第202300311196号鳥取県農林水産部長通知。）第7条第4項の規定に基づき次のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金の確定額
（年 月 日付第 号による通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
| 5 添付資料 | | |
| （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | |
| （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | | |
| （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し） | | |

様式第4号（第8条関係）別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費の内訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法